

亀岡市教育振興基本計画策定会議

日時 平成24年7月18日(水)
午後3時～

場所 市役所2階 202・203会議室

次 第

1 開 会

2 協議・検討事項

(1) 亀岡市教育振興基本計画の基本理念について

- ・目指す人間像及び子ども像、必要な力について
- ・施策推進の視点と方向性について

(2) 亀岡市教育振興基本計画の構成案について

3 その他

- ・平成24年度策定会議予定案
- ・次回会議の日程連絡

4 閉 会

亀岡市教育振興基本計画策定会議委員名簿

(順不同)

| | 氏 名 | 役 職 | 備考 |
|----|-------|------------------------------|-----|
| 1 | 今西 幸蔵 | 神戸学院大学 教授 | 座長 |
| 2 | 久保 克彦 | 京都学園大学 教授 | |
| 3 | 亀谷 陽三 | 京都府教育委員会 南丹教育局総括指導主事 | |
| 4 | 沼津 雅子 | 松花苑みずのき施設長 ・人権教育啓発指導員 | |
| 5 | 豊田 知八 | 亀岡市社会教育委員 ・元亀岡市PTA連絡協議会会長 | |
| 6 | 石田 康男 | 亀岡市文化財保護委員 | |
| 7 | 俣野 妙子 | 亀岡市体育協会 | |
| 8 | 法貴 雅男 | 亀岡市小学校長会 (亀岡小学校長) | |
| 9 | 神先 宏彰 | 亀岡市中学校長会 (東輝中学校長) | |
| 10 | 竹岡 敏 | 亀岡市教育委員会 教育長 | 副座長 |

【事務局】

| | 氏 名 | 役 職 | 備考 |
|---|-------|-----------------|----|
| 1 | 辻田 栄治 | 教育部長 | |
| 2 | 中川 卷信 | 教育部次長 | |
| 3 | 福井 一徳 | 教育総務課長 | |
| 4 | 石田 尚 | 教育総務課副課長兼総務企画係長 | |
| 5 | 今西 恵一 | 教育総務課 総務企画係 主任 | |

【策定支援】

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

善積 康子
遠香 尚史

1. 亀岡市教育振興基本計画の基本理念

(1) 基本理念

- ・ 「水・緑・文化が織りなす笑顔と共生のまち」を実現するため、基本的人権を尊重し、市民一人一人が自己を高め、連帯の絆を深め、ともに生きる喜びを確かめ合える社会の実現をめざす。

(2) 亀岡市の教育がめざす子ども像

“ほっかほか心 ふるさと大好き かめおかつ子”

- ・ この「めざす子ども像」の実現に向け、学校・家庭・地域社会が一体となって、子どもたちの確かな学力、豊かな人間性、健康と体力などの「生きる力」の育成に努める。

(3) 施策推進の視点と方向性

◇学校教育

①確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を育てる。

②ふるさと亀岡を愛する心を育てる。

③学校・家庭・地域と連携、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進する。

◇社会教育

④市民の自主的・自発的な生涯学習活動を支援する。

⑤子どもの健全育成、心の教育を推進するため、家庭教育の充実を図る。

⑥郷土の歴史・文化・自然・伝統行事の保存・継承・発信に努める。

⑦豊かなスポーツライフを推進する。

◇人権教育

⑧自己と他人を共に尊重する態度を育てる。

⑨人権問題の解決に向けた態度や実践につながる多様な学習機会の提供に努める。

◇教育行政

⑩市民に開かれた教育行政に努め、信頼される教育委員会を目指す。

⑪セーフコミュニティのまちにふさわしい、安全で安心な教育環境の整備に努める。

⑫教職員及び教育委員会職員の資質向上に努める。

2. 亀岡市教育振興基本計画 構成案

第1章 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

- ・ 本市においては、第4次亀岡市総合計画のめざす都市像である「水・緑・文化が織りなす笑顔と共生のまち」に向けた取り組みを進めており、まちづくりの担い手を育成するため、学校・家庭・地域社会が一体となって教育に取り組んでいる。
- ・ 一方、平成18年に教育基本法が改正され、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参考にしつつ、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることとなった。これを受けて、京都府においては平成23年に「京都府教育振興プラン」が策定された。

(2) 計画の位置づけ

- ・ 教育基本法において地方公共団体が定めるよう努めることとされている教育振興基本計画であり、豊かな自然と歴史・文化に恵まれた亀岡市の特色を生かした教育を進めていく指針となるもの。
- ・ また、市政全般の基本方針である「第4次亀岡市総合計画」における教育分野の施策を具体化するための計画とする。

(3) 計画期間

- ・ 第4次亀岡市総合計画の計画期間（平成23年～平成32年度）との整合性を図るため、平成25年度から平成32年度までの8年間とする。

第2章 亀岡市の教育の現状と課題

(1) 学校教育

(2) 社会教育・人権教育

第3章 亀岡市の教育の基本理念と目標

- (1) 基本理念
- (2) 亀岡市の教育がめざす子ども像
- (3) 亀岡市の教育の目標（基本方向・政策）
 - ◇学校教育
 - ◇社会教育
 - ◇人権教育
 - ◇教育行政

第4章 今後5年間（または10年間）に取り組む施策

- (1) 確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を育てる。
- (2) ふるさと亀岡を愛する心を育てる。
- (3) 学校・家庭・地域と連携、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進する。
- (4) 市民の自主的・自発的な生涯学習活動を支援する。
- (5) 子どもの健全育成、心の教育を推進するため、家庭教育の充実を図る。
- (6) 郷土の歴史・文化・自然・伝統行事の保存・継承・発信に努める。
- (7) 豊かなスポーツライフを推進する。
- (8) 自己と他人を共に尊重する態度を育てる。
- (9) 人権問題の解決に向けた態度や実践につながる多様な学習機会の提供に努める。
- (10) 市民に開かれた教育行政に努め、信頼される教育委員会を目指す。
- (11) セーフコミュニティのまちにふさわしい、安全で安心な教育環境の整備に努める。
- (12) 教職員及び教育委員会職員の資質向上に努める。

第5章 計画の推進に向けて

- (1) 計画の推進体制
- (2) 計画の進行管理と見直し

第1章 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

- ・本市においては、第4次亀岡市総合計画のめざす都市像である「水・緑・文化が織りなす笑顔と共生のまち」に向けた取り組みを進めており、まちづくりの担い手を育成するため、学校・家庭・地域社会が一体となって教育に取り組んでいる。
- ・一方、平成18年に教育基本法が改正され、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参考にしつつ、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることとなった。これを受けて、京都府においては平成23年に「京都府教育振興プラン」が策定された。

(2) 計画の位置づけ

- ・教育基本法において地方公共団体が定めるよう努めることとされている教育振興基本計画であり、豊かな自然と歴史・文化に恵まれた亀岡市の特色を生かした教育を進めていく指針となるもの。
- ・また、市政全般の基本方針である「第4次亀岡市総合計画」における教育分野の施策を具体化するための計画とする。

(3) 計画期間

- ・第4次亀岡市総合計画の計画期間（平成23年～平成32年度）との整合性を図るため、平成25年度から平成32年度までの8年間とする。

第2章 亀岡市の教育の現状と課題

(1) 学校教育

- ・市立幼稚園2園、小学校18校、中学校8校があり、人間性豊かな園児、児童、生徒の育成のため教育環境の充実に努めている。
- ・少子化等の影響により、園児数、児童数、生徒数は減少しつつある。特に、山間部の学校園で減少している。
- ・就学前教育の充実に向け、幼稚園の施設・機能の充実や公・私立幼稚園相互の連携、そして保育所も含めた就学前教育と小学校の連携強化が必要。
- ・教育環境の向上のため、学校耐震化や給食提供体制の整備など児童・生徒の安全・安心の確保が必要。

- ・自ら学び、考え、主体的に判断し、行動できる児童生徒を育成するため、一人ひとりの個性と学力を伸ばすとともに、時代の要請に対応した教育内容の充実に向けた取り組みが必要。

(2) 社会教育・人権教育

- ・本市は近畿で初めて生涯学習都市を宣言し、生涯学習を推進するための計画を策定し、市民の中にも生涯学習の意識・意欲が根付いている。
- ・充実した学習基盤・施設の効果的な活用や学習成果のまちづくりやコミュニティへの還元など、生涯学習を新しい段階へと進めていく取り組みが必要。
- ・家庭における教育力の低下が懸念されており、次代に生きる子どもの豊かな心を育むため、家庭の教育力向上が必要。
- ・市民の自主的・自発的な学習活動を促進・支援するため、活動の場の提供など中央公民館における効果的な取り組みを継続していくことが必要。
- ・近年、図書館利用が減少傾向にあることから、学びの基礎となる読書の習慣をつけるための家庭や地域、学校における子ども読書活動の充実が必要。
- ・本市は人権尊重のまちづくりを基本としており、あらゆる人権問題の解決に向けた多様な学習機会を提供している。
- ・今後も、豊かな人権感覚と、差別のないまちづくりに向けて行動できる意識を育む啓発事業の深化が必要。また、市民や関係団体による主体的な活動を促し、支援していくことが必要。

第3章 亀岡市の教育の基本理念と目標

(1) 基本理念

- ・「水・緑・文化が織りなす笑顔と共生のまち」を実現するため、基本的人権を尊重し、市民一人一人が自己を高め、連帯の絆を深め、ともに生きる喜びを確かめ合える社会の実現をめざす。

(2) 亀岡市の教育がめざす子ども像

“ほっかほか心 ふるさと大好き かめおかつ子”

- ・この「めざす子ども像」の実現に向け、学校・家庭・地域社会が一体となって、子どもたちの確かな学力、豊かな人間性、健康と体力などの「生きる力」の育成に努める。

(3) 亀岡市の教育の目標（基本方向・政策）

◇学校教育

- ①確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を育てる。
- ②ふるさと亀岡を愛する心を育てる。
- ③学校・家庭・地域と連携、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進する。

◇社会教育

- ④市民の自主的・自発的な生涯学習活動を支援する。
- ⑤子どもの健全育成、心の教育を推進するため、家庭教育の充実を図る。
- ⑥郷土の歴史・文化・自然・伝統行事の保存・継承・発信に努める。
- ⑦豊かなスポーツライフを推進する。

◇人権教育

- ⑧自己と他人を共に尊重する態度を育てる。
- ⑨人権問題の解決に向けた態度や実践につながる多様な学習機会の提供に努める。

◇教育行政

- ⑩市民に開かれた教育行政に努め、信頼される教育委員会を目指す。
- ⑪セーフコミュニティのまちにふさわしい、安全で安心な教育環境の整備に努める。
- ⑫教職員及び教育委員会職員の資質向上に努める。

第4章 今後5年間（または10年間）に取り組む施策

※ 一部の施策については数値目標を設定する方向で検討。

(1) 確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を育てる。

- ・ 学力の充実・向上、進路希望の実現
- ・ 特別支援教育の推進
- ・ 理数教育の推進
- ・ 国際理解教育、情報教育、環境教育の充実
- ・ 生徒指導及び教育相談事業の充実
- ・ 健康教育の充実
- ・ 学校給食の充実
- ・ 学校体育の充実

- ・ 奨学金制度等を活用した就・修学支援
 - ・ 就学前教育の推進
 - ・ 幼稚園、保育所、小・中学校間の校種間連携の推進
- (2) ふるさと亀岡を愛する心を育てる。
- ・ 体験的活動事業の推進
 - ・ 豊かな感性を育む事業の充実
- (3) 学校・家庭・地域と連携、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進する。
- ・ 学校評価等を活用した開かれた学校づくりの推進
 - ・ 地域の教育機能を活用した教育の充実
- (4) 市民の自主的・自発的な生涯学習活動を支援する。
- ・ 地域社会の教育力の向上
 - ・ 生涯学習の推進
 - ・ 地域での読書活動の充実
- (5) 子どもの健全育成、心の教育を推進するため、家庭教育の充実を図る。
- ・ 家庭の教育力の向上
 - ・ 子ども健全育成支援事業の推進
 - ・ 心の教育推進事業の推進
- (6) 郷土の歴史・文化・自然・伝統行事の保存・継承・発信に努める。
- ・ 歴史・文化資産、自然環境の保存と活用
- (7) 豊かなスポーツライフを推進する。
- ・ 生涯スポーツの充実
 - ・ 体力づくりの推進
- (8) 自己と他人を共に尊重する態度を育てる。
- (9) 人権問題の解決に向けた態度や実践につながる多様な学習機会の提供に努める。
- ・ 市民への人権教育の推進
 - ・ 学校教育における人権教育の推進
- (10) 市民に開かれた教育行政に努め、信頼される教育委員会を目指す。
- ・ 信頼される開かれた教育行政の推進
 - ・ 教育委員会活動の充実

(11) セーフコミュニティのまちにふさわしい、安全で安心な教育環境の整備に努める。

- ・ 安全・安心な教育環境の整備
- ・ 安全指導・安全管理の充実
- ・ 学校行事や校外活動における安全確保

(12) 教職員及び教育委員会職員の資質向上に努める。

- ・ 教育研究所研修事業の充実
- ・ 教職員研修の充実
- ・ 教育委員会職員研修の充実

第5章 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

- ・ 本計画の取り組みを実現するためには、本市の関係部署はもちろんのこと、学校園、家庭、地域団体、NPOなどが「亀岡市の教育の基本理念と目標」を共有し、互いに連携して進めていく「協働」の体制を構築する。
- ・ 教育を取り巻く環境が変化し、様々な課題が複雑化・深刻化する中、教育委員会だけでは対応が困難となっており、子育て支援や保健・福祉部門など市長部局とのより一層の連携・協力を図りながら効果的に施策を推進する。

(2) 計画の進行管理と見直し

- ・ 本計画を効果的かつ着実に実施するため、毎年度、各施策の進捗状況を把握するとともに、施策による成果を検証し、計画の進行管理を行う。
- ・ 進行管理においては、各施策・事業の達成状況や課題、有効性を検証し、既存事業の見直しや再構築等により効果的に事業を推進する。
- ・ 現在、国において教育にかかる制度の見直し等の検討が進められており、教育政策の変革期を迎えている。また、社会の急速な変化の中、計画期間中において、子どもや教育を取り巻く新たな課題が生じることも予想されるため、本計画に掲げる施策・事業についても必要に応じて見直しを行う。

亀岡市教育振興基本計画策定に向けたスケジュール（案）

